# 第六節　粘葉本・伊予切に関する考察 ―雲紙本・関戸本との関係を中心に―

## 一

本書（第一章第一節）中、述べた通り、雲紙本・関戸本（雲紙本類と略称する）は源兼行の手になるとされており、十一世紀中葉の書写と推定されている。

粘葉本・伊予切（粘葉本類と略称する）の書の問題についても本書（第二章第二・三節）中、取り上げた。極めて近い関係にはあるものの、両本は同筆とは言い難いと著者は考える。粘葉本・伊予切も雲紙本・関戸本と同じ頃（十一世紀中葉）の書写であると推定されており[1]、書写年代が古く、撰者である藤原公任（以下、撰者と呼称する）が撰した原本を探る上で貴重な資料である。

かつて、堀部正二氏は主に本文の関係性に注目して平安時代の書写とされる諸伝本を次のごとく分類された[2]。

(1)御物伝行成筆粘葉装本の系統に近きもの……粘葉本・近衛本・法輪寺切・伊予切

(2)関戸家蔵伝行成筆本（源兼行筆）の系統に近きもの……雲紙本・関戸本・巻子本・葦手本

(3)いづれとも判定つかず夫々に特異の本文を有して雑類とも称すべきもの

雲紙本と関戸本について、「本文は誤写の末に至るまで両本よく一致してゐて全く同系のものであり、先の御物粘葉装本以下の一類と対すべき別の系統をなしてゐる」とされた[3]。そして、同氏は「撰者公任によつて書写された朗詠集はたゞ一本とは限らなかったらうし、従って又其間に若干の異同を有つ数個の原本が既に当時においてもあつたらうといふ想像は可能である」とされた[4]。

また、三木雅博氏は「撰者の公任自身が『粘葉本系』『関戸本系』の両系統のそれぞれの祖本となるような二種類の、あるいはそれ以上の異なったタイプの『朗詠集』写本を書き残していた可能性さえ、あながちに否定できない」とされた[5]。同氏は、

雲紙本・関戸本・粘葉本・伊予切の『一つ前の段階』の本文とは、時代的に考えて公任の原撰本文にきわめて近い時代のものであり、あるいは公任の撰した本文そのものである可能性もかなり高いと思われる」とも述べられた。[6]

一方、久曽神昇氏は主に形態的な面から次のごとく大別された。[7]

甲類……雲紙本・関戸本・巻子本・葦手本（雲紙本・関戸本の一類と巻子本・葦手本の一類に分類）

乙類……粘葉本・伊予切・近衛本・法輪寺切

また、「少なくとも初稿本・再稿本・精撰本の三種が存するようである。その成立過程は、更に今後研究すべき問題であるが、著者公任の手許に存した原本に、次第に追補せられた結果ではあるまいか」と推測された。そして、「この三類の伝本の成立について考えるに、やはり公任の手になったものであろう」とし、甲類の雲紙本・関戸本を「初稿本」、巻子本・葦手本・久松切を「再稿本」、乙類の粘葉本・伊予切・近衛本・法輪寺切を「精撰本」と述べられた。[8]

そこでは撰者により雲紙本・関戸本、巻子本・葦手本・久松切、粘葉本・伊予切という順に「次第に追補せられ」、それらは「初稿本」・「再稿本」・「精撰本」に位置付けられると提言された。

しかし既に本書中、指摘した通り、粘葉本と伊予切の基となる本（以下、親本と仮称する）は同一である可能性があり、また雲紙本と関戸本の親本についても極めて近い関係にあり、それらのことを前提とすると、「初稿本」である雲紙本類から「精撰本」である粘葉本類が生成されたという捉え方について整合しない点があるのではなかろうか。

また、堀部氏は雲紙本・関戸本について、粘葉本類の「一類と対すべき別の系統をなしてゐる」とされ、[9]その論を踏まえ、三木氏も「系統」と述べられた。諸伝本の中には、粘葉本類にしか見られない箇所が随所に確認されるのであるが、「系統」とは前述した粘葉本・伊予切・近衛本・法輪寺切の四本のみを指すのであろうか。その点、不明確と言わざるを得ない。

本節では以上述べた二点（以下、堀部説、久曽神説と呼称する）に焦点を当てる。粘葉本類について、主に雲紙本類との間に見られる異同箇所を挙げ、その実態を示し、それをもとに前述した先学の所論に関する私見を述べる。

本章中、述べた通り、粘葉本・伊予切・近衛本・法輪寺切は近い関係にあるものの、この四本のうち、近衛本は稍々性格を異にする。また法輪寺切は現存する分量が少ない。よって、近衛本、及び法輪寺切は本節では特に断りのない限り、調査の対象外とする。粘葉本・伊予切を粘葉本類とし、雲紙本・関戸本を雲紙本類と呼称し、主にこの四本を取り上げる。また、本節における「諸伝本」とは平安時代の書写と推定されている伝本のことである。

## 二

本書中、指摘した通り、調査し得た諸伝本の詩歌句のうちの一一首[10]は後人により追加されたかと思われる[11]。その一一首を除くと粘葉本に無いのは796の次・322、伊予切に無いのは434・601・322であり、粘葉本・伊予切の両本に共に存しないのは322のみである。また、その322が無いのは諸伝本中、この両本だけである。

粘葉本・伊予切はそれぞれ八〇二首を有し、その詩歌句数は諸伝本中、最も多い。また、粘葉本等にはなく、伊予切が有している「434の次」は先学の研究では「恐らく公任原撰本には存しなかったもの」であり[12]、「後人の加筆にして、しかも尊圓親王以後のしわざなるべき」とされた和歌である[13]。

伊予切が本歌を有し、また、434が無いことが不可解であり、そこは伊予切本来の姿ではない可能性が考えられることについて、既に本書中、指摘した通りである。よって当該二首については対象外とすると、粘葉本・伊予切の両本、及びそのいずれかに無い詩歌句のうち、雲紙本・関戸本が有しているのは三首（322・601・796の次）のみとなる。

久曽神氏はその三首が無いことについて、「誤脱」であるとされた。さらに、322については、「八百首のうちで僅かに一首または二首の誤脱であることを思うに、両本がたまたま一致するということは考えにくく」、「原本には存しながら、粘葉本、伊予切の祖本において、すでに脱していたと、しばらく推定しておく」と述べられた[14]。本書中、指摘した通り、その可能性は高く、粘葉本類の書写者の見落としではなく、322は公任が撰した原本には存していたと推測する。本書（第三章）中、取

り上げる十一世紀中葉の書写とされる伝行成筆大字切が322を有していることからもそのように考えられる。

一方、他本にはあるが雲紙本類に無い詩歌句は一五首であるが、そのうち雲紙本類にのみ無いのは九首[15]であった。

次に排列上の異同について述べる。

粘葉本類と雲紙本類との相違のうち、顕著であるのは巻上、春部巻末の三詩歌群の排列のことが挙げられる。本節の次項「三」において述べる通り、当該箇所について、本文中、粘葉本類では「藤」「躑躅」「款冬」の順であり、雲紙本類では「躑躅」「款冬」「藤」の順である。しかし粘葉本類の目録においては揺れがあり、「躑躅」「藤」「款冬」の順である。当該箇所について、粘葉本類と同じ排列である伝本は見当たらず、いずれも雲紙本類と同じ排列である。

その他、諸伝本のうち、粘葉本類にしか見られない排列、雲紙本類にしか見られない排列がそれぞれ確認された（粘葉本類では308・309であるのに対して他本では309・308である。雲紙本類では202・201の順であるのに対して他本では201・202である）。

以上の調査結果から、諸伝本のうち、粘葉本類にのみ無い一首（322）の存在が確認されたが、その322、及び「後人による追補」かと思われる詩歌句を除くと、他の伝本にはあるが雲紙本類には無い詩歌句、及び雲紙本類が有する詩歌句の全てを粘葉本類の親本は有していた可能性があると推測する。また諸伝本中、雲紙本類にしか見られない排列、及び粘葉本類にしか見られない排列も確認した。

## 三

次に題に関する調査結果について記述する。

雲紙本・関戸本・粘葉本・伊予切はそれぞれ目録（題の一覧）を有する。題は目録、及び本文中、存する。それらのうち、四本間に見られる異同を挙げると以下の通りである。そこには「目録」と「本文中」との間に見られる異同、及び各題の排列上の異同も含める。各項目における目録中の題、本文中の題の順に掲載し、括弧内には当該事項を有する四本の略号を記す。

当該箇所が存しない場合については「ナシ」と記す（以下、同）。

その多くには付項目[16]の有無のことが挙げられる。それらは事例B・事例Cとして後半に挙げる。そこに該当しない事例を事例Aとしてはじめに挙げると以下の通りである。

事例A

1目録：躑躅　藤　款冬（粘・伊）
躑躅　款冬　藤（雲・関）
本文中：藤　躑躅　款冬（粘・伊）
躑躅　款冬ミミ者山不ミ幾也　藤（雲[17]・関）

2目録：花橘（粘・伊・雲・関）
本文中：橘花（粘・伊）
花橘（雲・関）

3目録：扇ナシ（粘・伊）
扇（雲・関）
本文中：扇（粘・伊・雲・関）

4目録：八月十五夜付月（粘・伊）
十五夜付月（雲[18]・関）
本文中：十五夜付月　月（粘・伊）
八月十五夜付月　月（雲・関）

5目録：九月付菊（粘・伊）

九日付菊（雲・関）

本文中：九日付菊　菊（粘・伊・雲・関）

6目録：氷付春氷　雪（粘・伊）

雪　氷（雲）[19]

雪　氷付春氷（関）

本文中：雪　氷付春氷（粘・伊・関）

雪　氷（雲）[20]

7目録：故京（粘・伊）

古京（雲・関）

本文中：古京（粘・伊・雲・関）

8目録：故宮付故宅（粘・伊・雲・関）

本文中：故宮付破宅（粘・伊）

故宮付故宅（雲・関）

9目録：山家　田家（粘・伊）

田家　山家（雲・関）

本文中：山家　田家（粘・伊・雲・関）

右のうちの1（巻上、春部巻末の三詩歌群）の排列のことは前項「二」において指摘した通り、粘葉本類では目録中の題「躑躅　藤　款冬」と本文中の題「藤　躑躅　款冬」との間に異同が見られる。その点について久曽神氏は、「関戸本等の如く、最初は目録と本文とが一致していたのを、後になって本文の藤を前に移すにあたり、本文では躑躅の前に移しながら、目録

では款冬の前に出した為に、本文と目録と一致しなくなったのであろう。」と述べられた[21]。具体的な指摘は見られないものの、記述内容から、久曽神氏が指摘しておられるのは撰者の行為のことであろう。

右のうちの9は雲紙本類の誤写であると思われる（目録中の題については「山家　田家」であるべきところ、雲紙本類では順序が転倒している）が、その他については以下述べる通り、粘葉本類の方が雲紙本類よりも誤写が多いことが判る。2では「花橘」とあるべきところ、粘葉本類（本文中）においては「橘花」である。粘葉本類に見られる6（目録中）「氷付春氷　雪」では転倒しており、また、粘葉本類に見られる5（目録中）「九月」、7（目録中）「故京」、8（本文中の付項目）「破宅」も誤写であり、3（目録中）「扇」が存しないのも粘葉本類の脱漏であろう。

次に、事例B・事例Cについて述べる。

事例Bでは本文中、関連する二項目の題のうちの後方の題が目録では付項目として存する場合を挙げる。そこに含まれない事例は事例Cに挙げる。

前項と同様に、各項目における目録中の題、本文中の題の順に掲載し、括弧内にはそれぞれ当該事項を有する四本の略号を記す。

事例B

10目録：子日付若菜（粘・伊・雲・関）

本文中：子日　若菜（粘・雲・関）

若菜（伊）

11目録：梅付紅梅（粘・伊）

梅（雲[22]・関）

本文中：梅　紅梅（粘・伊・雲・関）

12目録：花付落花（粘・伊・雲）
花（関）
本文中：花付落花　落花（粘・伊）
花　落花（雲・関）
13目録：紅葉付落葉（粘・伊）
紅葉（雲[23]・関）
本文中：紅葉　落葉（粘・伊・雲・関）
事例C
14目録：三月三日（粘・雲・関）
三月三日付桃（伊）
本文中：三月三日付桃（粘・伊・雲・関）
15目録：雁付帰雁（粘・伊・雲・関）
本文中：雁付帰雁（粘・伊・雲）
雁（関）
16目録：氷付春氷（粘・伊・雲・関）
氷（雲[24]）
本文中：氷付春氷（粘・伊・関）
氷（雲[25]）
17目録：管弦付舞妓（粘・伊・雲・関）

本文中：管弦（粘・伊・雲）
管弦付舞妓（関）
18目録：文詞付遺文（粘・伊・雲・関）
本文中：文詞付遺文（粘・伊）
文詞（雲・関）
19目録：水付漁父（粘・伊）
水（雲・関）
本文中：水付漁父（粘・伊・雲）
水（関）
20目録：仙家付道士隠倫（粘・伊）
仙家（雲・関）
本文中：仙家付道士隠倫（粘・伊）
仙家（雲[26]・関）
21目録：帝王付法皇（粘・伊・雲・関）
本文中：帝王（粘・伊・雲・関）
22目録：親王付王孫（粘・伊・雲・関）
本文中：親王付王孫（粘・伊）
親王（雲[27]・関）
23目録：丞相付執政（粘・伊）

丞相（雲・関）

本文中：丞相付執政（粘・伊）

丞相（雲・関）

前掲事例B（10～13）ではいずれの伝本においても目録中と本文中との間に当該題についての異同が見られるが、目録中、粘葉本類にはある付項目が、雲紙本11・13、及び関戸本11・12・13には無いことが確認される。

一方、事例Cの粘葉本・伊予切17・21、雲紙本17・18・21・22、関戸本15・18・21・22では、目録にはある付項目が本文中には見られず、また、粘葉本14、雲紙本14・19、関戸本14では本文中にはある付項目が目録中には見当たらない。

事例B・事例Cの目録中、及び本文中の各題に見られる四本それぞれの付項目の数については次に示す通り、粘葉本類の方が雲紙本類よりも多いことが判る（付項目が雲紙本にあり粘葉本・伊予切に無いものは皆無であり、関戸本にあり、粘葉本・伊予切に無いものは一例のみ〈17〉である）。

目録中　粘葉本：一三か所（14を除く全て）、伊予切：一四か所（全て）、雲紙本：七か所（10・12・15・17・18・21・22）、関戸本：七か所（10・15・16・17・18・21・22）。

本文中　粘葉本・伊予切：九か所（12・14・15・16・18・19・20・22・23）、雲紙本：三か所（14・15・19）、関戸本：三か所（14・16・17）。

以上、粘葉本類と雲紙本類との間に見られる異同は誤謬・脱漏によると思しきもの、及び付項目の有無に関するものに限られており、両類間に別種の題は存在しないことが判る。さらに、付項目が多いという点においては雲紙本類に「追補」された形態が粘葉本類であるかのように見える。しかし粘葉本類の方が雲紙本類よりも目録中の題と本文中の題との間の異同が僅かながら多く見られる。その異同の要因が撰者によるものか、または後人によるのか判断はつかないものの、粘葉本類に存する誤字・脱字の実状からも粘葉本類について「精撰本」とまでは言えないように思われる。

一方、その他の諸伝本と照合してみると、前述した事例のうち、粘葉本類にしか見られない事例は七か所（1〈二か所〉・2・3・5・6・12）、雲紙本類にしか見られない事例は四か所（1・9・19・20）が確認された。

なお、事例Aのうちの7「故京」は久松切にも存し、8「故宮付破宅」は戊辰切にも存する。本書（第三章）中、述べる通り、久松切・戊辰切の個々の本文はその他の伝本の中では稍々粘葉本類に近い。しかしながら、その両本ともに「粘葉本系統」に属するとは言えない。

四

次に個々の本文から事例を挙げる。粘葉本類と雲紙本類との本文関係をみるために、和歌は一句、漢詩は一文字を単位として異同調査を行った。その際、異体字・略字、及び漢字と仮名との違い、仮名遣いの違いについては実質的異同と同レベルでは扱えないため、異同とは見做さないこととした。後人による改竄かと思しき文字、判読不可能な文字、同筆と認められない文字等についても原則、異同判定の際、その対象から外した。その結果、粘葉本類が雲紙本類と対立関係にあるのは和歌六五か所、漢詩一三六か所であった。そのうち、粘葉本類の二本にのみ見られる本文を詩歌番号とともに挙げると次の通りである。

56けふとのみ・58をしくもあるかな・79はやたちにけり・80晴・89村・97芳・98計・142いまやちるらん・166かよふなれ・175漠・190くさふかく・202くもはれて・207あきのはしめに・207なりぬとおもへは・213更・214鬟・247弄・288鳳・317秋・341緩・381めつらしとみる・554巻・623まつとせしまに・624清・720黛

諸伝本のうち、粘葉本・伊予切・近衛本の三本にのみ見られる本文も挙げると以下の通りである。

498いくよをつめる・526うちにこそおもへ・572当・680朝・696少・742襟満・776こけのむすまて・798ためしなる覧

また、以下の通り、諸伝本中、雲紙本類にのみ確認される本文もある。なお、以下挙げる「263兮ナシ」とは他本には存す

る「兮」が雲紙本類には存しないことを指す（以下、同様な表記とする）。

43暁月・84教・85もるともはなの・116波・176当飛翻・186始・194夕・211いくかにんあらねと・212巧乞・217且雖・263兮ナシ・275僧[28]・296寂寞・328急・342然・376排・435灑・437盈[29]・457濕・481紅・495晨・503船・508程・515雀朱・521月色・532兮ナシ・539ちるをやひとは・543峙・558朱・592而ナシ・614羅綺・650長年・666高・728父・742年・745翫・745花ナシ・745月ナシ・757臥・770乱・770水・772去・780雨夜・785窓・793衆・794見

ここから粘葉本類・雲紙本類は、ともに諸伝本の中で特異な本文を有していることが判る。以上挙げた本文の中にはその後、書写された伝本に受け継がれなかったものもあると推測する。

ところで、三木雅博氏は、かつて粘葉本類と雲紙本類との間に見られる本文異同について述べられた際、以上挙げた事例のうち、粘葉本類の「554巻」・雲紙本類の「435灑」について、「改変」された本文であると述べられた[30]。そして異文が生じた要因の一つとして「口ずさまれ、その折々にふさわしいように自由に文句が変えられていく」ことを指摘され、それらの他にも「改変」されたという本文を挙げられた[31]。首肯されるご論ではあるが、既に本書（第一・二章）中、述べた通り、粘葉本・雲紙本両類については書写上の型が既に用意されていたと考えられ、両類における本文がそれぞれ同一であるものに関しては、特に粘葉本類については、その書写の過程において偶発的に生じたのではなく、それぞれの親本に既に存していたと推測する。そのことは本文に限ることではなく、前項において述べた排列、題においても同様に考えられる。

なお、三木氏は該書において「粘葉本・伊予切・近衛本」を「粘系諸本」とし、「雲紙本・関戸本」を「関系諸本」とされた。後者の二本のみを「諸本」とされた点に加え、その事例のうちの「657[32]」が雲紙本には存しない詩句であるにも関わらず、当該箇所を「関系諸本」とされた点は不明確である。

最後に注記について述べる。

粘葉本類と雲紙本類との間に見られる異同のうちの最多は、①粘葉本類が作者名のみであるのに対して雲紙本類には作者

名と題詞などが記されている三〇か所である。

次いで多いのは、②雲紙本類には作者名のみが記されており、粘葉本類には注記が見られない二二か所であり、その他、③粘葉本類には作者名のみが記されており、雲紙本類には注記が見られない二〇か所も挙げられる。その①・②から、粘葉本類よりも雲紙本類の方が詳細な傾向にあると言える。久曽神説に従うならば右のうちの①・②について、粘葉本類では雲紙本類の注記を省筆したと見ることもできる。しかし、右のうちの③によるとそのような方針があったわけでもないことが判る。異同の要因は単一ではないと思われるが、そのことは以下挙げる事例からも看て取ることができる。

粘葉本類と雲紙本類との間に見られる異同のうち、内容的に異なるものを挙げてみると以下の事例D・事例Eの通りである。粘葉本と伊予切とが同一であり、なおかつ雲紙本と関戸本とが同一である場合を事例Dとし、その他を事例Eとする。括弧内には当該箇所を有する伝本名を略号により示す。出典、及び他の文献に当該事項に関する記述が見られる場合は各項目の末尾に＊印を付し、当該事項を挙げる。

事例D

(1) 38王羅（粘・伊）
　　王維（雲・関）
＊『全唐詩』王維一

(2) 116花光浮水上　菅三品（粘・伊）
　　花光水上浮　菅三品（雲・関）
＊『本朝文粋』巻十、「暮春侍宴冷泉院池亭同賦花光水上浮応製　菅三品」。

(3) 142厚見女皇（粘・伊）
　　厚見女王（雲・関）

＊『万葉集』巻八、「厚見王」。

(4) 152白（粘・伊）
　紀（雲・関）

＊『和漢朗詠集私注』（以下、『私注』と略称する）、「紀納言」。

(5) 226白（粘・伊）
　田（雲・関）

＊『私注』、「田達音」。

(6) 427源宗于（粘・伊）
　源致行（雲・関）

＊『古今集』巻一、「源宗于」。『古今六帖』第五、「むねゆき」。『宗于集』所収。

(7) 471題故元少尹後集　白（粘・伊）
　題故元少尹集後　白（雲・関）

＊『白氏文集』巻二十一、「題故元少尹集後」。

右のうち、(3)は粘葉本・雲紙本両類ともに誤りである。その他、粘葉本類では、(2)・(6)を除くといずれも誤りであると思われる。(1)は他文献の通りであり、(4)粘葉本類の「白」は誤りであると思われる。[33] (5)粘葉本・伊予切の「白」も誤りかと思われる。[34]

事例E

①61藤滋藤（粘・伊）
　ナシ[35]（雲）

清渕藤（関）

＊『私注』、「清原滋藤」。

②81李橋（粘・伊）

ナシ（雲）

李嶠（関）

＊『全唐詩』銭起四

③183明香王子（粘・伊）

明日香皇子（雲）

ナシ（関）

＊『万葉集』巻十、作者未詳。

④210紀（粘）

ナシ（伊）

已上白（雲・関）

＊『私注』、「紀納言」。

⑤211志貴皇子（粘）

ナシ（伊）

安貴皇子（雲・関）

＊『万葉集』巻八、「安貴王」。

⑥389相規（粘・伊）

相如（雲）
雪中氷亦釋　相如（関）
＊『私注』、「雪消氷且解時　相規」。
⑦442忠岑（粘）
ナシ（伊）
忠見（雲・関）
＊『忠見集』（Ⅰ・Ⅱ）・『忠岑集』Ⅳ・『重之集』所収。『古今六帖』第六、「たゝみ」。『三十六人撰』、「忠見」。『金玉集』、「しけゆき」。
⑧479送友帰大梁賦（粘）
ナシ（伊）
送友人帰大梁賦（雲・関）
＊『私注』、「送友人帰大梁賦」。
⑨517朝綱（粘）
菅名明（伊）
江（雲・関）
＊『私注』、「江相公」。
⑩519中務（粘・伊）
伊勢（雲）
ナシ（関）

＊『古今集』巻一、「伊勢」。『古今六帖』第六、「いせ」。『伊勢集』Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ所収。

⑪527月宴夜蔵人所衆　信臣（粘）

中務（伊）

月宴蔵人所[36]（雲）

月宴夜蔵人所（関）

＊『拾遺集』巻三、「藤原経臣[37]」。

⑫595都（粘・伊）

右丞相亭法花会　野（雲）

右丞相花亭法花会　野（関）

＊『私注』、「野相公」。『和漢兼作集』巻七「左　相花亭法華会」、「小野篁」。

⑬627直幹（粘・伊）

菅三品（雲）

菅三（関）

＊『私注』、「直幹」。

⑭716白（粘・伊）

ナシ（雲）

田（関）

＊『私注』、「田達音」。

⑮717紀（粘・伊）

江[38]（雲）

内教坊老命婦　江（関）

＊『私注』、「後江相公」。

⑯783呉越王書　江（粘・伊）

呉越王報書　江（関）

江（雲）

＊『本朝文粋』巻七、「為清慎公報呉越王書」。

⑰791宋之間（粘・伊）

宋之問（雲）

ナシ（関）

＊『全唐詩』宋之問一。

右のうちの⑫の作者名について、粘葉本類では「都」（都良香）、雲紙本類では「野」（小野篁）である。先学によると、「『都』と注するに従っておく」という記述があり[39]、また小野篁も都も「時代が合わない」という指摘もあるが[40]、『和漢兼作集』巻七「左　相花亭法華会」には「小野篁」とある[41]。

⑮の粘葉本類では「紀」（紀長谷雄）と書されているが、雲紙本類では「江」（大江朝綱）であり、三木雅博氏が述べられた通り、その「どちらが正しいかは不明」である[42]。

また⑦については他文献間に異同がある。『忠見集』Ⅰ・Ⅱでは一連の屏風歌のうちにあり、『古今六帖』・『三十六人撰』にも「忠見」とある。『忠岑集』には四系統のうちのⅣにのみ存し、その歌を含む161～174は島田良二氏によると「増補」歌かとされている[43]。また、『重之集』（176）にも本歌は見られる。少なくとも粘葉本の「忠岑」は誤りと言えるのであろう。

前述した通り、⑫・⑮は不明であるため除くと、作者名について誤謬であると思われるのは、[44]雲紙本：四か所（④・⑤・⑥・⑬）、関戸本：六か所（①・②・④・⑤・⑥・⑬）、粘葉本：七か所（②・③・⑤・⑦・⑩・⑭・⑰）、伊予切：七か所（②・③・⑨・⑩・⑪・⑭・⑰）であり、この数から粘葉本の方が雲紙本類よりも稍々多いことが判る。

また、前掲(1)～(7)、及び①～⑰について、諸伝本のうち、粘葉本類（近衛本・法輪寺切も含む）にしか見られない事例が一五か所（(1)・(2)・(3)・(4)・(5)・(6)・①・②・③・⑩・⑫・⑭・⑮・⑯・⑰）もあるのに対して雲紙本類にしか見られない事例は見当たらない。ここから現存する資料に限定するならば粘葉本類に比して雲紙本類の注記の方が普及していることが判る。

以上の調査結果によると、粘葉本類と雲紙本類との間に見られる異同箇所の中には、その他の諸伝本には見当たらない本文・注記があるということが確認された。

注記においては雲紙本類の方が粘葉本類よりもその数は少なく、誤謬の数も少なく、また詳細な傾向にあると言える。いずれか一方に作者名のみが記されており、もう一方には注記が見当たらないというケースが粘葉本類、雲紙本類ともにそれぞれ二〇か所以上もあることから、粘葉本類において、省筆という方針があったようには思えないという点については既に述べた通りである。

個々の本文の後人による「改変」の可能性は十分考えられる。しかし、前述した注記に見られる出典に関する異同箇所については、粘葉本類・雲紙本類の書写年代が古いことを考え合わせると撰者がそこに全く関わっていなかったとは考えにくい。よって以上挙げた事例から、粘葉本類が雲紙本類を基に作られた「精撰本」であるとは言えないと考える。

## 五

本節の冒頭に引用した堀部説・久曽神説のうち、まず堀部説に関する私見を述べる。堀部説を踏まえてその後の先学の研

究の中には諸伝本は雲紙本系統、粘葉本系統の「二系統に分類される」という捉え方がなされているものがある。

本調査結果から、粘葉本類が有する要素の中にその他の諸伝本には見当たらないものがあるということが明らかとなった。例えば、既に述べた巻上、春部巻末の三詩歌群の排列のことが挙げられる。それについて、平安時代書写本のみならず、鎌倉時代以降の書写本、及び版本にまで調査範囲を広げてみても粘葉本類と同じ排列は報告されていない[45]。

本書（第三章 第二節）中、指摘した通り、粘葉本・伊予切・近衛本・法輪寺切が同類であることは事実であるが、その他の伝本との関係においては現存する資料からは「粘葉本系統」と言える系統を見出すことはできなかった。また、雲紙本類にしか見られない事例も確認された。

次に久曽神説に関する私見を述べる。

詩歌句数、題の付項目に注目し、親本の段階で粘葉本類は雲紙本類に詩歌句、及び題の付項目が加えられ、生成されたと見るならば、久曽神氏によって指摘された雲紙本類が「初稿本」（粘葉本よりも「前のもの[46]」）であり、粘葉本類が「精撰本」であるとする推論に矛盾は感じられない。しかし、注記に焦点を当てるとその捉え方には沿わない点が見出された。さらに、粘葉本類の題には少なからず誤写があり、不安定な箇所が確認された。注記に書写者が手を入れる可能性もあるが、推定されている粘葉本類の書写年代が古いということを考え合わせると、書写者が大幅に改訂するということは考えにくく、また粘葉本類に記されている題・注記のうち、前述した「不安定な箇所」に撰者が全く関わっていなかったとは考えにくいのではなかろうか。特に注記の中に見られる出典に関する情報には撰者にしか知り得ないものがあったはずである。

本節中、既述した通り、収められている詩歌句については、322（撰者が書した原本には存していた可能性のある一首）を除くと粘葉本類の親本は雲紙本類の全てを有していた可能性がある。久曽神説の通り、雲紙本類、粘葉本類がそれぞれ「初稿本」、「精撰本」に位置付けられるということならば、題・個々の本文・注記の書写内容にはいくつもの揺れがあるにも関わらず、粘葉本類の親本は雲紙本類の詩歌句のほぼ全てを有している（脱漏が殆ど無いと考えられる）という点にも稍々不

自然さを感じる。

撰者が原本において詩歌句を書き落とすことは考えにくいのかもしれないが、久曽神説のように雲紙本類に追加するという順序で作成するよりも粘葉本類のもととなるものから削除して雲紙本類の親本を作るという順序の方が脱漏の可能性は低いはずである。本調査結果によると、本節中、指摘した脱漏の可能性のある事例を除くと、雲紙本類にはあり、粘葉本類の親本には無い題・詩歌句は存しないと考えられる。立項する題、及び本集に収める詩歌句の選定という採録の基本となる部分において撰者はまず粘葉本類と雲紙本類の共通的基盤となる原形を作ったと考える方が矛盾は少ない。そこで作られた原形に見られる排列と粘葉本類の排列とが同様であったとは限らないが、そこからいくつかの詩歌句が削られ、書写内容に手が加えられた結果のものが雲紙本類の親本の姿であったと見る方が穏当ではないかと考える。

注

(1) 小松茂美氏著『古筆学大成』第一三巻［平成2年　講談社］415・420頁
(2) 堀部正二氏編著『校異和漢朗詠集』［昭和56年　大学堂書店］312頁
(3) 前掲書（注2）21頁
(4) 前掲書（注2）314頁
(5) 三木雅博氏著『和漢朗詠集とその享受』［平成7年　勉誠社］206頁
(6) 前掲書（注5）に同。136頁
(7) 久曽神昇氏著『仮名古筆の内容的研究』［昭和55年　ひたく書房］189・195頁
(8) 前掲書（注7）に同。195～197頁
(9) 前掲書（注2）に同。

(10) 92の次・323の次・344の次・376の次・422の次・434の次・652の次・678・735の次・736の次・803の次。記述中、「の次」とは『新編国歌大観』に無く、無番号。当該番号の詩歌句の次に位置することを意味する。この表記により当該詩歌句の位置を示す。以下、同。

(11) その一一首のうち、三首（344の次・735の次・803の次）を除く八首について、堀部氏は「恐らく公任原撰本には存しなかつたものであらうと思はれる」と述べられた（前掲書〈注2〉に同。316頁）が、その三首（344の次、735の次、803の次）についても「後人による追補」であると思われる。344の次は下絵切にあり、735の次は雲紙切にあり、803の次は山城切にある。それらの書写年代について小松茂美氏は次のように述べられた。下絵切は「十二世紀はじめ」、雲紙切は「十一世紀末ないしは十二世紀はじめ」、山城切は「一一二〇年代」の書写と推定された（小松茂美氏著『古筆学大成』第一四巻［平成2年 講談社］370・384頁、前掲書〈注1〉に同〈402頁〉）。

(12) 前掲書（注2）に同。316頁

(13) 山田孝雄氏校訂『岩波文庫676倭漢朗詠集』［昭和14年 岩波書店］14・15頁

(14) 前掲書（注7）に同。190頁

(15) 42・321・380・449・564・712・714・729・784

(16) 付項目とは、例えば事例B冒頭の「子日付若菜」の中の「若菜」を指す。「付」の後に続く当該題関連の題のことを以下、付項目と呼称する。

(17) 雲紙本、「躅躑」とある。

(18) 雲紙本、「八月十五夜付月」。ただし、「八月」、別筆。

(19) 雲紙本、「雪 氷付春氷」。ただし、「付春氷」、別筆。

(20) 雲紙本、「雪 氷付春氷」。ただし、「付春氷」、別筆。

(21) 前掲書（注7）に同。194頁

(22) 雲紙本、「梅付紅梅」。ただし、「付紅梅」、別筆。
(23) 雲紙本、「紅葉付落葉」。ただし、「付落葉」、別筆。
(24) 雲紙本、「氷付春氷」。ただし、「付春氷」別筆。
(25) 雲紙本、「氷付春氷」。ただし、「付春氷」別筆。
(26) 雲紙本、「仙家付道士隠倫」。ただし、「付道士隠倫」、別筆。
(27) 雲紙本、「親王付王孫」。ただし、「付王孫」、別筆。
(28) 雲紙本、「僧」を削消し、その上から別筆にて「客」と書されている。そのことは本書（第一章第三節）中、指摘した通りである。
(29) 雲紙本、「盈」を削消し、その上から別筆にて「満」と書されている。そのことは本書（第一章第三節）中、指摘した通りである。
(30) 前掲書（注5）に同。181頁
(31) 前掲書（注5）に同。185頁
(32) 前掲書（注5）に同。182頁
(33) 三木雅博氏訳注『和漢朗詠集 現代語訳付き』［平成25年 角川学芸出版］84頁
(34) 川口久雄氏校注『日本古典文学大系』72［昭和41年 岩波書店］104頁
(35) 雲紙本、「清滋藤」と書されているがそれは別筆によるものである。
(36) 雲紙本、「月宴夜藏人所」とあるがその中の「夜」は削消された上から別筆により書されたものである。
(37)『拾遺抄』、「藤原信臣」（谷森本）（『日本古典文学大系』73［昭和40年 岩波書店］185頁に拠る）。
(38) 雲紙本、「江　内教坊老命婦」。ただし、「内教坊老命婦」は別筆による。
(39) 後藤昭雄氏のご教示に拠る（島津忠夫・日比野純三両氏編著『未刊国文資料第四期』第六冊［昭和51年 未刊国文資料刊行会］45・47頁）。

(40) 前掲（注33）に同。202頁

(41) 大曽根章介・堀内秀晃両氏校注『新潮日本古典集成』61［平成5年 新潮社］369頁

(42) 前掲書（注34）に同。363頁

(43) 島田良二氏著『平安前期私家集の研究』［昭和43年 桜楓社］397頁

(44) 前掲書（注34）・前掲書（注41）を参照した。

(45) 鈴木健一氏「『和漢朗詠集』版本考」『汲古』第一二号［昭和62年12月］

(46) 前掲（注7）に同。194頁